

令和 8 年度指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和 8 年 7 月23日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
8－1 株式会社東部電気	株式会社東部電気は、令和 8 年 2 月25日に代表者を変更したにも関わらず、令和 8 年 3 月12日に公告を行った山形県県土整備部下水道課発注工事において、県に変更届を提出せず、令和 8 年 3 月17日に旧代表者名で一般競争入札参加資格確認申請書を提出したため、入札参加資格を有しない者の行った入札参加となったことによる。 基準第 1 号（虚偽記載）	令和 8 年 4 月21日から 令和 8 年 5 月20日まで 1 か月
8－2 セントラルコンサルタント株式会社	セントラルコンサルタント株式会社は、県が令和元年度に委託した耐震補強設計（大口橋、望月橋、狸森橋）において、成果物の引渡し後、当該成果物に重大な過失による瑕疵があることが判明した。なお、契約書に基づき、令和 8 年 7 月10日及び 7 月21日に損害賠償を請求した。 基準第 2 号（故意又は過失による粗雑工事及び粗雑品の納入）	令和 8 年 7 月24日から 令和 8 年 8 月23日まで 1 か月